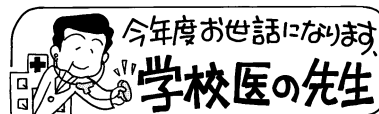


保健便り

H30.4.11
村岡小学校
保健室



保健室：養護教諭の土蔵(とら)美幸です。
お子様のご入学・ご進級、おめでとうございます。この「保健便り」では、学校保健行事や健康教育に関するお知らせ・情報などをお伝えしていきます。今回は健康診断に関する日程等、主に保護者の方への内容となっています。

次号からは片面に児童向けの「ほけんだより」も載せていきますので、ぜひお子さんと一緒にお読みください。

- 【内科】河北 先生 (河北小児科医院)
- 【歯科医】小林 先生 (小林歯科医院)
- 【耳鼻科】伊藤 先生 (いとう耳鼻科クリニック)
- 【眼科】小林 先生 (小林眼科医院)
- 【薬剤師】山内 先生 (高田薬局)

今年度も4月13日の心電図検査(1・4年生対象)を初めとして、健康診断が実施されます。学校で行う健康診断は、お子さんの体の発育状態や健康状態を調べ、充実した学校生活を送れるようにするためのものです。

検査・検診の前には『ほけんだより』や通知で注意事項などをお知らせします。検診後、病院へ行っていただくような病気が見つかった場合は、治療カードをお渡ししますので、それを持って受診していただき、治療が済み次第、学校へお返しく下さい。

	月	火	水	木	金
4月	9	10	11	12	13 心電図 (1年、4年)
	16 尿検査 (全学年)	17	18 身体計測 (全学年) 検尿(予備日)	19 検尿(予備日)	20
	23(振替)	24	25	26 歯科検診 (4・5・6年生)	27
	30	1	2	3	4
5月	7	8	9 内科検診 [結核・運動器] (1・2・3年生)	10	11
	14	15	16	17 耳鼻科検診 (2年生)	18
	21	22	23 内科検診 [結核・運動器] (4・5・6年生)	24	25
	28	29	30	31	1 眼科検診 (全学年)
6月	4	5	6	7 歯科検診 (1・2・3年生)	8

★通院などで検診の日に欠席することがわかっている場合は、早めに担任の方へお知らせ下さい。

保健室でできること

●一時的な休養

体温を測ったり、ベッドで休養することはできますが、薬をのませることはできません。体温が37.5℃以上のときや、下痢・おう吐がみられるとき、休養しても回復しないときは、お迎えをお願いします。



●けがの応急手当

軽い傷の応急手当をします。けがの程度が重いときは、ご家庭に連絡し、医療機関へ受診します。

保健室で手当を行った場合も、傷の状態を確認していただき、化膿する・痛みが強くなる等の場合は、必要に応じて医療機関を受診してください。その場合、担任の方へ連絡をお願いします。



3年生・6年生 保護者の皆様へ

勝山市健康長寿課より、6年生は4月に「ジフテリア破傷風混合予防接種について」の通知と予診票が届いたでしょうか？

★3年生は「日本脳炎2期予防接種のお知らせ」が9才の誕生月の月末に届きます。



予防接種法により、小学3年生及び6年生を対象に個別に接種することになっています。6年生の実施期間は平成31年3月31日までとなっていますが、感染を予防するため早い時期に、できれば平成30年8月31日までに接種を済ませてほしいとのことです。詳しいことは、自宅に届いた通知をお読みください。

もし『届いていない』『聞きたいことがある』という場合は、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 勝山市郡阿1丁目1-50 すこやか内
勝山市健康長寿課 健康増進グループ 電話：87-0888

手続きが変わります!



* 学校管理下で起こったけがなどに対して医療費等が給付される制度

① 医療機関への治療証明書類は、保護者の方から記入依頼をしていただきます。

医療機関で傷病名や治療費について記入していただく用紙です。
学校からお渡しますので、受診された医療機関の窓口へ提出し、記入後、学校へ提出してください。
* 医療機関によっては、すぐに書いてもらえず、翌月にしか記入していただけない場合があります。

② 給付は、現金支給から保護者指定の口座へ振込になります。

平成29年度まで給付金は学校での現金支給でしたが、平成30年度からは保護者指定の口座に振り込まれることになりました。
対象となる場合は、学校より「災害給付金振込口座申出書」をお渡します。必要事項を記入して提出してください。
本部へ申請した後、2~3か月後に振り込まれます。

注意! 子ども医療費受給者証の提示をせずに、立て替え払いをしてください

学校管理下で起こったお子さんの傷病については、災害共済給付の対象となります。

◆ただし窓口で1500円以上を支払った場合が対象です。

- * 窓口では、かかった医療費の10分の3を支払いますが、日本スポーツ振興センターからは、お見舞い金として10分の1がプラスされ、合計2000円の給付となります。
- * 1か月の支払額が1500円に満たない場合でも、治癒するまで(2か月又は3か月分)の合計が1500円になった場合は対象になります。

平成30年4月1日から子どもの医療費が「窓口無料(現物給付)」になりました。
* これは医療機関等の窓口で受給者証を提示した場合だけです。

「窓口無料」ということで受給者証を提示してしまうと、日本スポーツ振興センターの手続きが難しくなりますので、学校管理下でのケガの場合は「学校でのケガです」と伝え、受給者証を提示しないでください。つまり、一旦窓口での立て替え払いをお願いします。

★医療費が1500円に満たない場合は、「子ども医療費受給者証」を提示し、制度を利用してください。

災害発生

- 【保護者】
- ・医療機関等への受診
 - ・立て替え払い

- ・「医療等の状況」記入依頼
- ・「振込口座申出書」記入

【学校】
毎月5日までに保護者から提出された「医療等の状況」「振込口座申出書」を市教委に報告
* 5日を過ぎた場合は、翌月の申請となります。

【市教委】
毎月6日までの申請分を市教委から日本スポーツ振興センター本部に報告
* 給付決定後、申請された翌月の中旬頃に、指定口座へ振り込まれます。

※下校時のけがで受診した場合など、担任が把握していないことがあります。
学校管理下のけがで医療機関にかかった場合は、学校までお知らせ下さい。

